

令和4年

行財政改革特別委員会会議録

とき 令和4年12月26日

品川区議会

令和4年 品川区議会行財政改革特別委員会

日 時 令和4年12月26日（月） 午前10時00分～午後4時04分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員	委員長 若林 ひろき 君	副委員長 石田 ちひろ 君
	委員 鈴木 真澄 君	委員 渡部 茂 君
	委員 高橋 伸明 君	委員 湯澤 一貴 君
	委員 西村 直子 君	委員 塚本 よしひろ 君
	委員 あくつ 広王 君	委員 鈴木 ひろ子 君
	委員 大倉 たかひろ 君	委員 くにば 雄大 君
	委員 松本 ときひろ 君	

出席説明員	久保田 企画部長	黒田 計画推進担当部長 (財政課長事務取扱)
	佐藤 企画調整課長	堀越 総務部長
	榎本 新庁舎整備担当部長	古 卷 参 事 (総務課長事務取扱)
	山下 新庁舎整備課長	大友 新庁舎建設担当課長

○午前10時00分開会

○若林委員長

ただいまから行財政改革特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、特定事件調査およびその他を予定しております。

なお、本日は、議題に関連して、新庁舎整備担当部長、新庁舎整備課長および新庁舎建設担当課長にご同席いただいておりますので、ご案内いたします。

本日もこれまでの委員会と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席も必要最小限としておりますので、ご了承ください。

それでは、本日も特に会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をよろしくお願いいたします。

1 特定事件調査

(2) 組織体制に関すること

○若林委員長

初めに、予定表1の特定事件調査を議題に供します。

まず、予定表の順序を入れ替え、(2)組織体制に関することについて取り上げます。

本日の組織体制に関することにつきましては、組織を横断した体制が必要となる事業等が増えている中、こうした事業等における組織体制について調査・研究を行ってまいります。

まず理事者よりご説明をいただき、その後に、委員の皆様には質疑、ご意見等をいただいて、活発な議論をしていただければと考えております。

それでは、理事者よりご説明をお願いいたします。

○佐藤企画調整課長

それでは私から、組織体制に関することについてご説明いたします。

まず、項番1の令和4年度の組織をご覧ください。地方自治法では、地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができると規定されております。区におきましても、品川区組織条例等により必要な組織を定めております。

組織名称は表に記載のとおりでございまして、企画部から監査委員事務局まで、部課構成としては9部、行政委員会は3つ、そのほか会計管理等を設置しております。

次に、恐れ入ります、2ページをご覧ください。項番2のこども家庭庁でございまして。今後、複数所管による連携が見込まれる案件としてご説明いたします。

まず、(1)趣旨です。こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもまんなか社会として、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁を内閣府の外局として設置するものでございます。

次に、(2)法整備は、記載のとおりでございまして。

次に、(3)こども家庭庁の体制と主な事務です。こども家庭庁では、成育部門、支援部門、企画立案・総合調整部門の3部門による組織体制により、子どもに関する政策の総合調整権限を一本化し、年齢や制度の壁を越えた切れ目のない包括的支援を実現するとされております。

①成育部門ですが、アの妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等から、エのこどもの安全までが所管とされております。

次に、②支援部門ですが、アの様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援から、エの障害児支援までを所管としております。

次に、③企画立案・総合調整部門は、アのこどもの視点に立った政策の企画立案・総合調整、イの必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等、ウのデータ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善を所管とします。

最後に、(4)区組織との関係ですが、包括的な支援が必要となる困難な状況にあるこども支援、こどもの安全、こどもの居場所等は、子ども未来部、福祉部、品川区保健所、教育委員会など複数の所管が関係いたします。区としては、こどもまんなか社会の実現に向け、各所管の連携を強化し、複雑化・複合化する課題に対応するため適切に取り組んでまいりたいと考えております。

○若林委員長

説明が終わりました。

それでは、本件につきまして、ご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○鈴木（真）委員

確認です。項番2の(4)区組織との関係ですけれども、結局、この状況では、新しい組織はつくらなくて、この4つの所管が連携して行うという考え方でいいのでしょうか。

○佐藤企画調整課長

こども家庭庁発足に伴い、区として組織をどのように考えているのかというところでございますが、今現在検討中ではございますが、正直、今のところ、国からいろいろ情報は来るのですけれども、業務分担であったり考え方というような、一定、抽象的な情報が多いところですので、ある意味、動いてみないと分からないというところもありますので、今後もいろいろと情報収集を進めながら、組織を考えていきたいと思っております。

○鈴木（真）委員

ありがとうございます。大体そうだろうと思ったのですけれども、ただ、どうしても主体になってくるところ、当面、4月の時点ではまだ固まらないかなと思うのですが、スタートしていったときには、主体になってくるのは福祉部、特別そこら辺はまだ固まってない、その辺も固められない状況というのかな。連携というのが非常に重要な問題になってくるので、ある程度、主体となって当面動いていくところは固めておいてもらいたいなという気がするのですけれども、その辺、いかがですか。

○佐藤企画調整課長

主体的に、中心となるところはどこかというところで、これまでも本会議等でご質問いただいておりますけれども、子ども未来部のほうで一定答弁しているところもありますし、文字どおり、こども家庭庁というところですので、今のところ、子ども未来部が中心となって検討を進めているところでございます。

○西村委員

ご説明ありがとうございます。国のほうでは、幼稚園分野ですとかいじめ問題は引き続き文部科学省が担当すると認識しているのですけれども、まだ何も決まっていな中ではあると思うのですが、区はどのように対応していくのか、もしお考えがあればお聞かせください。

○佐藤企画調整課長

今、委員ご紹介のとおり、文部科学省で引き続き所管する業務もあると聞いております。区は、ご案内のとおり、保育課であったり教育委員会だったりというところでありますので、この辺は引き続き情報共有、また、連携してやっていくことになるのだろうと考えております。

○鈴木（ひ）委員

今日の組織体制に関することの議論をどういうふうに進めたらいいのかがいま一つよく分からないのですけれども、組織体制に関することということで、横断する事業が増えてきているということですが、それを具体的に何をどう質問したらいいかがよく分からないのですけれども。

今日は、こども家庭庁のを中心、こども家庭庁が国のほうで設置されることになって、区としてどうするかということ議論するということを進めるということですか。

○若林委員長

具体性があったほうが、組織体制といっても漠然としていますし、どうしても的を絞りにくいところもありますので、今日は特にこども家庭庁の資料を添付させていただいて、そこを軸に議論、質疑をしていただければなど。

ただ、その他、今日ご出席の理事者でお答えできること、また、できないこともあると思いますので、そこら辺は、まさに委員に想像していただきながら、どうしてもそれはお答えできませんというところはまたご指摘いたしますので、ある意味ではフリーでまずはご発言いただいてもいいかなと委員長としては思っております。

○鈴木（ひ）委員

こども家庭庁ができて、子どもをめぐる問題はすごくたくさん、様々あるために、こういう状況があると思うのですけれども、そこを、でも、こども家庭庁ができることに伴って品川区で、子どもの問題はいろいろありますよね、いじめの問題、不登校の問題、校内暴力の問題、また、自殺の問題、虐待の問題、それから障害の問題だったり、特別支援教育だったり、いろいろと横断的にやっていかなければいけない部分がいっぱいあると思うのですけれども、それをここでどう議論していくかというのも、そこを所管する課長とかがいない中で、詳しいところはなかなか、例えば虐待のことは品川区としてどういうふうに関連をとり合って、どういう組織でどういうふうになっているのかとかというふう聞いてもいいものなのかどうなのか。

○若林委員長

取りあえずご発言いただいて、私もすみません、そこら辺は課長の顔色を見ながらという形になると思います。

○鈴木（ひ）委員

そうなのですか。こども家庭庁ということで、子どもの問題ということであれば、そういう所管の課長とかにもご出席いただけたら、もうちょっとこの問題も深められるのかなという気がするのですけれども。

○若林委員長

ただ、あえて言えば、スタート地点に戻れば、行財政改革特別委員会としての所管の事項がありますので、そこは超えられないというのは当然ご認識だと思いますけれども、その上でまたご指摘があれば、正副で検討とかということはあると思います。

○鈴木（ひ）委員

なかなか難しい。

○若林委員長

難しいです。

○鈴木（ひ）委員

難しいですよ。

○若林委員長

難しいです。

○鈴木（ひ）委員

これを提案されたところは、どんな思いで提案されたのかもちょっと、この組織体制についてというところを行財政改革特別委員会の中で深めるということで提案されたところは、どういふ……。

○若林委員長

分かりました。いずれにしても4月からのスタートということで、実質的にはまた先の話になると思いますけれども、いわゆるこの話は、ほかの常任委員会では決して、当然ですが、質疑、議論をするところではありませんので、今回は行財政改革特別委員会というまさに横串を刺すところで、来年のスタートに向けて、いろいろな疑問点、また、確認事項もしていただいという、一つは土台づくりの場になればいいなという感覚を持っています。ですので、質疑でなくても、意見でも当然結構だと思います。

1回待ちますか、ほかの委員の。

○鈴木（ひ）委員

こども家庭庁そのものがかなり不十分なものであるということで、法律だったり、設置については、国の段階で共産党としては反対したという立場ですけれども、でも、子どもの問題で様々取組を強化していかなければならないという認識は本当に強く持っているところです。

そういうところで、区として子どもの問題について、こども家庭庁ができて具体的にこれからどう取り組むかということに当たって、子どもの問題を区としてどう認識しているのか、そういうところをどう一致させていくのかという議論を庁内の中でされているのかどうなのかをお聞かせいただきたいと思うのですが、例えばこども家庭庁の設置についての国会の議論を読んではいましたら、10年間で比べたときに、例えばいじめの問題は、これは政府の参考人が答えているのですが、これは国全体でですが、いじめの問題は2010年と2020年を比べて、2010年は1,000人当たり5.3件だったのが、2020年には66.5件で12.5倍に増えて、暴力行為については同じく1,000人当たり1.0件から6.5件で6.5倍に増えて、同じく不登校についても3.2件から10件ということで3.1倍に増えているという答弁がされていたのです。

その後、野田聖子大臣から、児童虐待相談件数が過去最多の20万件、学校におけるいじめの重大事案件数が514件、小中学校の不登校者数が過去最多の20万人、それから二十歳未満の自殺者数が平成以降で最多の777人ということで、本当に深刻な状況になっていると認識しているという答弁もされているところですが、品川区における子どもの実態というのがどういう状況になっているのかというところを、区全体で認識を共有するような、そういう会議体だったり、これから子どもの問題に取り組んでいくに当たり、そういうところではどういうふうにも共有されているのか、伺いたいと思います。

また、虐待問題とかもかなり件数が増えたりしていると思うのですが、そういう取組についての連携がどういう状況になっているのかということも、分かったら教えていただけたらと思います。

○佐藤企画調整課長

何点か質問をいただいたと思います。

まず1点目、子どもに対する状況を区全体で共有する会議体があるのかというご質問ですが、その質問に対して答えると、そういう会議体は特に設けておりません。各所管で、子ども・子育て会議であったり、子ども・若者計画であったり、あと福祉部等でも様々な計画がございまして、その会議体がありますので、そこで行っているところが1点となります。

ただ、こども家庭庁ができた背景といたしまして、児童虐待の数が2020年度、過去最多の、全国で20万5,000件とか、そういった情報は、我々、全体を俯瞰する企画部門でも当然持っていますし、予算編成の中でそういった議論は企画部と所管とはしておりますので、そういったところで一定情報共有は図られているというところでございます。

2点目のご質問の虐待について具体的にどういう対応をしているというのは、所管のほうで把握しておりまして、申し訳ございません。

○鈴木（ひ）委員

ここではなかなか答弁は難しいのかなと。この問題を深めるというのもそもそもなかなか難しいのかなと思っているのですけれども、本当に子どもの問題は、例えば発達障害の問題なんかにしても、教育委員会と障害福祉課とでどういうふうに連携しているかという、なかなか問題を共有しているとは、それは教育委員会の問題ですのみたいな、そういうようなことになっていると思うのです。その点では、もっと本当にお互いがお互いの状況を分かり合った上で、自分の課でより充実させていくという視点がすごく必要なのではないかなと常々思っているところです。そういう方向でぜひ進めていただきたいなと思っています。

取りあえずそれくらいです。

○塚本委員

組織体制に関することということで、こども家庭庁もこれからで、今までのご答弁で、先がまだ見えないところもあるのではというところで、それはそのとおりだなと私も認識しておりますが、今後、いろいろなものが明らかに、具体的に becoming 中で、品川区としても、基礎自治体として組織にちょっと手を入れないとねみたいな話になる可能性もあると思うのですけれども、新しい組織をつくったり、あるいは、例えば担当課を創設するとか、人事をするとか、こういうことについて、時期的というか、区の人事の流れの中で、そういうことというのはタイムリーにできるものなのか、やはりいろいろとあつて4月でないとなかなか抜本的には手を打てませんねというところがあったりするのかな、その辺の感触をひとつ伺いたないので、最初にそこをお願いいたします。

○佐藤企画調整課長

年度途中における組織改正であったり人事の可能性のご質問ですが、これまでもコロナの関係で年度途中で担当所管をつくりましたり、人事異動も一定行っておりますので、緊急課題に関しましては、そういういった感じでタイムリーに対応することは十分可能でございます。

○塚本委員

ありがとうございました。

あと、特に子どもということで、教育委員会と区長部局という2つの部門間での共通課題というか、連携というか、そういったこともきっと起こってくるだろうと思うのですけれども、想像するのですが、特に今、幼稚園の廃園というか、廃園でよかったでしたか、区立幼稚園を閉じるということに関して、

権限的な問題が議会でも論じられているのですけれども、正直言って、子どものことに関していろいろな対応をとっていく中で、権限がどっちでなければおかしいのだみたいな議論で物事が止まったり紛糾したりするというのは、あまり価値的なものではないと思うので、この先、連携とか強化とか事務の移管というのですか、そういうようなことで、そういった権限がないでしょうみたいな議論はしたくないとか避けたいと思うのですけれども、そういうことに関して注意しなければいけないことというのはどういうところなのかなというのがあるので、それをお聞かせいただきたいのと、そもそも教育委員会と区長部局との間に越えられない壁みたいなものがあるのであれば、それもお示しいただきたいと思えます。

○佐藤企画調整課長

教育委員会と区長部局の円滑な連携が可能なのか、何か大きい課題があるのかというご質問かと思いますが、これまでも、幼稚園の運営でありましたり、例えば先ほど鈴木ひろ子委員からもご質問が出ましたけれども、障害児の連携の管理というもの、教育委員会、保育部門、障害者部門で今もやっておりますので、そういったものは適宜連携を図って、情報共有であったり、それぞれの役割分担、権限に基づいて仕事をやっていくというのは、これまでと変わらず、引き続きしっかりやっていかないとけないというところでは。

当然、サービスを提供する区民の方であったり、子どもの方、いろいろありますので、そういった方を向いて、しっかり仕事をしていくというのは今後も変わらず品川区としてやっていきたいと考えております。

○塚本委員

今のご答弁は、そうなのだろうと受け止めるのですけれども、現実問題、やはり教育委員会に対して区長部局が物を言うというのは、基本的にはこれまでの慣例とは言わないですが、慣例というのは不適切なのかもしれないのですけれども、独立性というのが一つはあって、それはそれで大切な部分もあると思うので、そういうところというのは、もしかしたら今後、こども家庭庁が進めようとするのことに伴って課題になってくるのかなという懸念、懸念というか、杞憂なのかもしれませんが、思ったりもするので、そこら辺に関しては、今のご答弁でいえば、大丈夫だろうということでもいいのかなということで、もう一度、ご答弁をお願いしたいと思います。

○佐藤企画調整課長

区長部局、教育委員会とも今後も連携して、十分なサービスの提供に努めていきたいと思っております。

○あくつ委員

先ほどから皆さんもおっしゃっているように、なかなか質問が難しいなと思うところもあるのですが、こども家庭庁自体の内容が、まだ始まっていないということで、ここをどう連携させていくかというのはこれから考えていくというのも当然なのかなと思います。

以前にも当委員会で、6月の委員会の中で企画調整課長にご答弁いただいているところで、それに関連して、重層的支援体制整備事業のところでも伺いたいのですが、今年度は、準備というか、困難ケースの抽出をして、それについてどういった課題があるのかということを検討していくということで、ワンクッションを置いて品川区では検討していると。そのときのご答弁でもあるのですが、八王子市や世田谷区においては手挙げ方式で既に始めていると。そういう中で、私もその2つの自治体の取組を見てみたのですけれども、福祉部の所管ですからどこまでお答えいただけるかというところはあるのですが、

組織体制に関することということなので、来年度、そういったことに対して、何か品川区として、手挙げ方式ということですが、一歩踏み込んでいくような方向も、今年度もあと3か月でおしまいですから、そういった検討がなされているのかどうかというのが1点です。

いわゆる障害者、高齢者、子ども、貧困、そういったものを、属性を問わないで、相談を断らないで引き受ける窓口をどのように設けていくのかというのが重層的支援体制整備事業というものでありますから、体制の変更に大きく影響すると思うのですが、世田谷区なんかは地域包括支援センターがその窓口になっている。八王子市は独特の地域の拠点システムみたいなものがあって、そこに地域の方がご相談できるようになっている。品川区では、近いものといえば、在宅介護支援センターもありますし、地域センターの中に社会福祉協議会の部門を入れて、高齢者の相談とかを受けているというのは了解していますけれども、そういった大きな体制変更が必要になってくると、もしこういうものに踏み込むのであれば、そういったものが、福祉部の所管なので、繰り返しになってしまいますが、検討されているのかどうか、伺いたいと思います。

○佐藤企画調整課長

重層的支援に関するご質問でございます。委員からご紹介ありましたように、具体的に令和3年度から大きな課題の抽出と認識、今年度は具体的に係長級職員等を中心にして個別の対応を検討しているところでございます。

委員ご紹介のとおり、重層的支援体制は非常に複雑・多様化しております、属性を問わない相談支援と参加支援、あと地域づくりに向けた支援という3本柱をしっかりつくって、制度をしっかり進めていくという考え方に基いておりますので、来年度、具体的にどういったことでこの取組を進めていくかというのは、今現在の予算査定の中で検討中ですが、区といたしまして引き続き十分なサービスを提供できるような3本柱について対応するようところで検討を進めているといったところでございます。

○あくつ委員

分かりました。当然今やっている事業、スタートを切っている事業ですから、どういうスピード感でやっていくのかということで、今、査定の中で来年度はまたどういう形でやるということを検討されているということぐらいまでしか言えないと思うのですが、このニーズは、我々も区民の方からいろいろなご意見を伺う中で、本当にどこに相談すればいいのか、相談できてよかった、ほっとしたと。我々もつなぎのお仕事をさせていただいておりますけれども、非常に大事な事業だと思いますので、より一層、品川区としても、手を挙げていただいて、早めに具体的な取組、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援ということをぜひ構築していただきたいと思いますのが一つです。

それと、こども家庭庁から外れてしまうのですが、もう一つだけ質問。駄目だったら委員長、言ってください。私も第3回定例会の中で認知症の課題というものを取り上げました。区議会の中では、認知症対策というのが非常に大事だよということを何人もの議員が提案されているのですが、その中で、より一層の組織の強化ということを第3回定例会の一般質問で申し上げました。

世田谷区の例なんかも取り上げて、世田谷区は箱物でやっているのですが、センターを設けて一流に行っている。2025年問題というところでは、品川区民の5人に1人が何らかの認知症の症状を有するようになる。私も最近、お話をしていて、あれ、随分感じが変わってきたと思う区民の方がたくさん高齢の方でいらっしゃいます。

そういう中で、これもお答えしにくいかもしれませんが、今回区長になられた森澤区長の公約の中で、

認知症に、これを強化するような組織をつくっていくという公約もございました。様々、100ぐらいの項目を今回公約で掲げられているのですが、その中の1つとしてそういうものもありましたけれども、以前に私、前にもご提案して、認知症対策係というものを高齢者福祉課に設置して、その後、今、移管して、認知症サポート係という専門の係もできておりますが、もう少し強化すべきかなというところもあって、今、そういう中で、これも難しいと思いますが、組織としての体制について何か検討されているのかどうか、伺いたいと思います。

○佐藤企画調整課長

認知症に関する組織の関係で、森澤区長の公約にあるのも私も認識しているところでございます。一方で、今ご紹介がありましたように、今年度から高齢者地域支援課に、介護予防も含めた所管をしているところに所管を移して、新たな取組も進めているというところで、そういった中での現状の課題であったり今後の取組については、今検討しているところでございます。来年度どういった組織になるのかも含めて検討しているというところです。

○若林委員長

ほかにいかがでしょうか。

○渡部委員

今、あくつ委員がおっしゃっていたようなこと、まさにそのとおりで、いや、違うよというのだったら違うよと言っていたいただきたいのですが、今までも子どものことというのは当然行政でいろいろやってきて、それが国でこども家庭庁ができたからどうこうという話ではないと思います。ただ、受ける区民側からしてみると、そういうのができてという話になってきたときに、やはり何が大切なのかといったら、各家庭が子育てに対してすごくプロ意識があって、プロですよ、家庭で何年も子どもを育てているわけですから。その中で思いというのはそれぞれ異なって、なおかつ、子どものことで困ったときの相談というのは、相談と言ったらいいのですかね、支援を求めるにはどこに行ったらいいのかというのは、多分区民の皆さんも、よほど行政のことを知り尽くしている人でないと分らなかつたりするのですね。

ただ、子育てをしていくには、生まれてから様々な過程があって、それぞれ行政と関わるころというのは今まではある。けれども、その後の問題として、いろいろなことがあるから、このようなことに国が動いてきたのかなと推察するのですが、要は、一人一人に、よく寄り添うという言葉を使うのだけれども、そういう意味では、子ども版の地域包括支援センターといいましょうか、そうすると福祉に聞こえてしまうので、やはり子ども版の地域センターだと思うのです。

ではその役割をどこが担っていくのかといったら、先ほどあくつ委員からあったような話もそうですし、児童センターなんかもそういう役割になるのかなと思うのですけれども、要は人だ思うのです。これは所管が違うからとか、そういう話では全くなくて、お子様のことに関する相談を、その聞いた人がしっかりと受け止めて、それをどういうふうにつないでいって、どういうふうにお返ししていくかという、それは所管で課をつくるのか担当部をつくるのかという話ではなくて、人づくりだと思います。

それをしっかりと行政で進めていっていただきたいし、そういうための重層的支援だと私は認識しているのですけれども、その辺の考え方について、あったら教えてください。

○佐藤企画調整課長

まず、区としての今の組織の考え方ですけれども、現行の組織は政策分野別に構築されておりまして、個別の課題には機動的に対応していると考えています。一方で、行財政改革特別委員会でも、今日取り

上げられているように、区民ニーズの対応から、大きなくりの組織体系での事業展開の必要性が、ご指摘のとおり、必要になっているというのは、我々としても強く認識しているところでございます。

今、委員ご質問の、まずは人だろうと。人材育成を図っていった、この仕事はうちではない、この相談、少し知識はあるけれども答えないとか、そういったことがないような組織だったり職員にしなければならないというのは、当然そのとおりだと思っております。

重層的支援、そういったところで、例えば、保育園に、例えばおじいちゃんとかおばあちゃんとかもいらっしゃる世帯で、介護保険の制度を知らない人が何かしら相談したときに、分かりませんというのではなくて、例えば所管につなげるとか、相談に乗るとか、一定の知識を持つとか、そういったものが分け隔てなく相談できる窓口の設置だと思っておりますので、その辺の話も今、福祉計画課でやっている重層的支援の中でも当然出ておりますので、そういうところから、これまで区役所、一定、縦割りで仕事をしている面というのがありますけれども、横のつながりというのは非常に重要だと認識して、今後区政を進めていきたいと考えております。

○渡部委員

もう終わるのですけれども、よろしく願いますのですが、要は、私たちといいましょうか、地域のそれぞれの人が、地域センターに行って、困りごとを尋ねて、それを当然本庁のほうに連絡して、その所管から回答があって、またセンターから戻すという仕組みがあるわけですよね。地域の人たちは、直接電話される方もいるかもしれないけれども、それで解決していることが多数あって、要は、子育て等においても同じ仕組みを整えて、しっかり、中に入る人が伝えられて、お戻しできるような体制であれば、それで私はすごくうまくいくのかなと思いますので、引き続きご検討と、実現に向けて、よろしく願います。

○若林委員長

私からも、可能であればですが、こども家庭庁の（３）の①成育部門、②支援部門、③企画立案・総合調整部門、これはあくまでもこども家庭庁の話だけれども、イコール、（４）の区組織との関係にダイレクトに、まさに区として各部門をどう構築していくかという理解で。まずはその確認だけ。

○佐藤企画調整課長

資料２ページの２の（３）の①、②、③、ご質問のとおり、この業務がこども家庭庁にありますけれども、当然区でもそれぞれの組織で対応しているというところです。

○若林委員長

それを前提に、１ページに部と課が載っています。部はあれですけれども、課を①、②、③、ア、イ、ウ、エとありますが、これを今、具体的に振り分けてとなると、それは無理かな。無理か。無理だそうですね。すみません、無茶ぶりしてしまいました。

そこら辺、委員の皆さんですから、この課はここだよねというのは大体分かるかなと思うのですけれども、そこら辺も具体的に割り振っていくと、またイメージが湧くのかなということで、発言させていただきました。

続けて、ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○若林委員長

ほかになければ、以上で本件および特定事件調査を一旦終了いたします。

3 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○若林委員長

次に、予定表の順序を入れ替え、予定表3のその他を行います。

初めに、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○若林委員長

ありがとうございます。では、この案のとおり申出をいたします。

(2) その他

○若林委員長

次に、その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○若林委員長

ないようでしたら、正副委員長より、1点ご案内いたします。

机上に配付されていると思いますけれども、今期の当委員会としての調査項目に関するまとめの取扱いについてご案内いたします。

今期の当委員会も、予定ですと1月、3月の2回を残すのみとなりましたので、当委員会のまとめにつきまして、皆様のご意見を伺いたいと思います。

参考資料としまして、当委員会における主なご意見等を整理したものを机上に配付させていただきました。こちらを参考にいただきながら、また、まとめを作成していくかどうかについてもご意見をいただければと思います。

正副委員長としては、今期付託された3つの調査事項について、まとめを行うものと、まとめを行うのが難しいのではないかとされるものがあると考えております。また、まとめの作成に当たっては、委員会の総意で進めてまいりたいと思います。

それでは、まず(1)新庁舎に関することにつきましては、昨年から今年にわたって策定の検討を行ってきた基本計画の各項目や区民向け説明会等について、各委員から様々なご意見をいただきました。参考資料に記載している各項目に対する意見については、委員会として意見をまとめることができる内容かと思っておりますので、この部分について、まとめを行っていきたいと考えております。

次に、(2)組織体制に関することにつきましては、実質的な議論は本日が初めてでございますので、一旦正副持ち帰りとしていただき、先ほどの議論の内容を踏まえて検討したいと思っております。つきましては、次回の委員会で、まとめを作成するかどうかをお示ししたいと考えております。

最後に、(3)行政のデジタル化に関することにつきましては、今年4月に策定された品川区DX推進基本方針に基づく区のDX推進について、主に区民・地域の視点、行政の視点から多くのご意見をいただきましたので、まとめを行っていきたいと考えております。

以上のことから、正副委員長としては、本日の時点では、新庁舎に関することおよび行政のデジタル化に関することの2つの調査事項について、まとめを行っていきたいと考えております。

ただいま申し上げました正副委員長の考え方に対して、また、それ以外にもご意見がございましたら、

皆様のお考えを伺いたいと思っております。ご意見等がございましたら、ご発言をお願いしたいと存じます。

○渡部委員

特に正副にある程度お任せはお任せなのですが、これ、1回持ち帰りというか、持ち帰らせていただいて、また1週間後以内に何かあったら出してくださいとか、そういう形で。

○若林委員長

今日初めて机上でということもありますので、今、渡部委員からご指摘がありましたが、1週間程度を目安にご意見等は事務局まで書面で提出いただければと思います。

冒頭に申し上げましたとおり、委員会の回数も少ないので、まとめるかまとめないかの確認だけさせていただいて、さっきの(1)新庁舎に関する事、(2)組織体制に関する事、(3)行政のデジタル化に関する事、(2)については次回お示しするとご案内しましたので、この2項目、基本的には正副としてまとめたいというふうに皆様にあえてご提案させていただきます。

○渡部委員

委員長に先ほどおっしゃっていただいたとおり、正副のほうで今出している分に関してはまとめを提出する方向というか、提出いただきたいと思えますし、本日の議論の部分については、また改めてご提出いただくということで、よろしく願いいたします。

○若林委員長

ありがとうございます。

よろしいですか。

○あくつ委員

今の渡部委員の意見と同趣旨で、(1)と(3)についてはまとめる方向で、(2)については次回ということでよろしいのではないのでしょうか。

○鈴木(ひ)委員

共産党としても、今の委員長の仕切りで結構です。

○大倉委員

今の委員長のご提案のとおりで、おまとめいただいて結構かと思えますので、よろしく願いいたします。

○松本委員

委員長がおっしゃったとおりで結構かと思えますので、よろしく願いいたします。

○若林委員長

皆さんそれぞれご意見ありがとうございました。それでは、ただいまのご意見を踏まえ、これまで出されました主なご意見等を参考に、新庁舎に関する事および行政のデジタル化に関する事の2つの調査事項について、まとめを作成していきたいと思えます。まとめの案文につきましては、正副委員長で検討しまして、次回の委員会でお示ししたいと思えますので、よろしく願いいたします。

なお、お配りした参考資料を基に案文を作成したいと考えておりますが、万一、追加したい項目等がございましたら、会派で取りまとめの上、1月10日までに事務局宛てに文書でご提出いただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上で本件およびその他を終了いたします。

1 特定事件調査

(1) 新庁舎に関すること

○若林委員長

次に、予定表1の特定事件調査を再度、議題に供します。

本日は、新庁舎に関することに関連し、本庁舎等整備における基本設計についてをテーマに、世田谷区へ視察に参ります。

本日の視察を踏まえ、次回の委員会で、委員間での意見交換等を行えればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、視察に入ります前に、理事者より発言を求められておりますので、ご発言願います。

○山下新庁舎整備課長

視察ご出発の前に、恐れ入りますが、新庁舎整備に関しまして簡単にご報告申し上げます。

先週12月19日月曜日午前9時半から、災害対策本部室におきまして、第11回の新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会を開催することができました。内容としましては、このたびの区長のご就任を受けまして、策定委員会委員長より区長に新庁舎整備基本計画の答申をお手渡しいただいたところでございます。

今後、新庁舎整備基本計画の速やかな策定に臨んでいく考えでございまして、計画の策定につきましては、機会を改めてご報告させていただきたいと存じます。

○若林委員長

ただいまのご発言にありました基本計画の策定について、当委員会の特定事件調査での取扱いについては、時機をみまして正副委員長で調整させていただきたいと思っております。

2 視察

○若林委員長

それでは、予定表2の視察を行います。

先ほどお伝えしましたとおり、本日は、新庁舎に関することに関連して、世田谷区役所へ視察に参ります。

本日の視察については、本庁舎等整備における基本設計についてがテーマとなっております。

先方から、世田谷区における取組等の説明を受け、その後、質疑応答・意見交換を予定しております。質疑等については、時間の関係もございますので、本日のテーマである基本設計の部分から外れた質疑等はしないようお願いいたします。

なお、前回の委員会で伺った各委員からの質問事項は、事前に先方にお伝えしておりますので、その点も踏まえて視察に臨んでいただければと思います。

それでは、委員および視察に同行される理事者は、休憩を挟みまして、午後1時に第三庁舎2階に停車中のマイクロバスにご乗車ください。

放送にてご案内いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前10時49分休憩

[視察場所：世田谷区役所]

○午後 4時04分再開

〔車中にて再開後、閉会を宣する〕

○午後 4時04分閉会